

購入前に申請が必要です

8月1日から
事業開始

最大
30,000
円

高齢者の補聴器

購入費用を助成します

加齢等により聴力が低下している高齢者の生活の質の向上や社会参加を促進するため、補聴器購入費用の1/2を助成します

対象となる方（以下すべてを満たす方）

- ☐ 高槻市内に居住し、住民基本台帳に記録されている
- ☐ 申請日時時点で65歳以上である
- ☐ 身体障がい者手帳(聴力障がい)をもっていない
(手帳の交付対象となる方やすでに手帳をお持ちの方は、
本事業より低い自己負担額で購入ができる可能性があります。
詳しくは障がい福祉課にお問い合わせください)
- ☐ 当該年度の健幸パスポートを取得している
(申請時に発行できます)
- ☐ 40デシベル以上の中等度難聴者で、
耳鼻咽喉科医師から使用を認められている



助成金額

片側装用または両側装用のいずれか1台分の
補聴器購入費の1/2の金額（上限30,000円） ※1人1回限り

※注意事項※

- ・ 助成対象経費には、診察料、検査料、文書料、送料、修理、
メンテナンス費用は含まれません

裏面に続く

01

申請書類を入手（8月1日より配布開始）

長寿介護課窓口（市役所本館1階7番）
または市ホームページからダウンロード

02

耳鼻咽喉科を受診

- ・ 申請書を持参し、申請書裏面のフローチャートに沿ってご自身が本事業の対象かどうかを確認
- ・ 医師に補聴器の使用が必要と認められたら、申請書の医師記入欄に記入してもらう（診断書・意見書でも可）

03

見積書の作成

医師が記入した書類を持って、
認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者(※)に補聴器本体の
見積書を作成してもらう

※ホームページにリストを掲載しています

04

申請書の提出

長寿介護課窓口にて下記提出書類一式を提出する

- ☐ 高槻市高齢者補聴器購入費助成申請書※医師記入日より3ヶ月以内
- ☐ 認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者が作成した補聴器の見積書の写し

05

助成決定

審査の結果、助成対象となる場合、長寿介護課から決定通知書と助成金請求書を送付

※決定通知書が届くまで補聴器を購入しないでください

06

購入・助成金の請求

見積書を作成した店舗にて補聴器購入後、助成決定を受けた日から3ヶ月以内または決定通知日の年度末のいずれか早い日まで
に必要書類を長寿介護課に提出する